

2021 年度
北本市学童保育室入室のご案内

北本市学童保育室指定管理者
特定非営利活動法人
北本学童保育の会うさぎっ子クラブ
〒364-0006
北本市北本3丁目 141-2 大島ビル2階
TEL048-594-8637 FAX048-594-1550
E-mail;kitamoto-usagi@extra.ocn.ne.jp

<入室手続きの流れ> ※裏面もご覧ください。

<p>2020年12月～</p> <p>申請書配布</p> <p>↓</p>	<p>○うさぎっ子クラブが運営する学童は、市内7小学校区11学童保育室です。</p> <p>○12月5日(土)申請書類等をお配りします。 (新入室者向けに手続きに関する動画も同時に配布いたします。)</p> <p>○年度更新者向けには学童保育室を通じて随時申請書類等を配布します。</p>
<p>入室申請</p> <p>↓</p> <p>↓</p> <p>↓</p> <p>↓</p> <p>↓</p> <p>↓</p> <p>↓</p> <p>↓</p>	<p>2021年1月15日(金)締切 ※うさぎっ子事務所又は入学する小学校の学童保育室へ提出</p> <p>○申請に必要な書類</p> <p>①「北本市学童保育室利用許可申請書」(児童一人につき1通)</p> <p>②「誓約書・同意書・学童保育利用料支払保証書」(世帯につき1通)</p> <p>③「保育できない状況を証明する書類」(ご両親分各1通)を合わせてご提出下さい。</p> <p><u>新入室の方は、</u> 2020年1月1日付で北本市に<u>住民登録がない場合のみ</u>、住民登録があった市町村で発行した課税証明書が必要です。</p> <p>④「課税証明書」(ご両親分各1通) ※<u>年度途中で入室の場合は、お問合せ下さい</u></p> <p>○申請書類受付期間⇒ 2020年12月7日(月)～2021年1月15日(金)</p>
<p>入室審査</p> <p>↓</p>	<p>1月中旬～2月上旬</p> <p>○書類に不備がある場合や、学童利用料に未納がある場合(更新の方)は審査できません。</p> <p>○学童保育室利用許可申請書類の内容を審査します。</p>
<p>結果通知発送</p> <p>↓</p> <p>↓</p> <p>↓</p> <p>↓</p> <p>↓</p> <p>↓</p> <p>↓</p>	<p>2月中旬頃</p> <p>○結果通知を郵送します。入室許可となった方へは、入室に必要な書類を同封します。</p> <p>【同封書類】 家庭調査票、保育料自動払込利用申込書、保険加入確認書、掲載承諾書、入会のご案内、北本市学童保育室利用時間延長申請書、各種保育利用申込書、を同封します。</p> <p><u>新入室の方は、</u> <u>◎ゆうちょ銀行窓口にて保育料自動払込利用申し込み手続きを済ませて下さい。</u> (窓口受付終了後、受け取った控えが必要になりますので紛失にご注意下さい。)</p>
<p>入室手続き</p> <p>↓</p> <p>↓</p> <p>↓</p> <p>↓</p> <p>↓</p>	<p>2021年3月5日(金)提出期限 ※利用が決定した学童保育室へ提出</p> <p>【提出して頂く書類】</p> <p>●保育料自動払込利用申込書控え(コピー可) <u>新入室の方のみ</u></p> <p>◎家庭調査票 ◎保険加入確認書 ◎掲載承諾書</p> <p>○北本市学童保育室利用時間延長申請書 (該当者のみ)</p> <p>○各種保育利用申込書(土曜・延長・特別)(該当者のみ)</p> <p>○うさぎっ子クラブ入会申込書</p>
<p>入室</p>	<p>○利用開始は、4月1日です。</p> <p>○利用期間は、4月1日から3月31日までとなり、年度毎に更新手続きが必要です。</p>

※原則として小学校長期休業期間のみ等の短期入室は受け付けておりません。

※障がいをお子さまが利用を希望される場合は、各保育室の学童支援員にご相談下さい。

※その他、ご心配ごとやご不明な点は、学童支援員又は事務局へお気軽にお問い合わせ下さい。

1. 学童保育室入室対象児童

保護者が労働等で昼間家庭にいない世帯の小学生が対象となります。
市内に居住する児童で、市外の小学校に在学する児童も利用することができます。

要件	概要
家庭外労働	昼間に居宅外で仕事をしていることが常態としている場合
家庭内労働	昼間に居宅で該当児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている場合
母親の出産	妊娠中又は出産後間がない場合(産前6週間、産後8週間の期間)
疾病等	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障がいをもっている場合
病人の介護等	長期にわたり疾病の状態にある、又は精神に障がいをもつ同居の親族を常時介護している場合
家庭の災害	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合

また、次の表に掲げる事由又はその他の事情により、学童保育室の入室を希望する場合は、入室選考の対象となる場合があります。

要件	概要
求職中	就職活動中のために保育にあたることができない場合
就学	学校教育法に定める学校又は職業訓練施設に通っている場合

2. 学童保育室利用許可申請の理由を証明する書類(証明書等)

入室希望理由	証明書類
就労	両親の就労(内定)証明書
出産	母子健康手帳の写し(両親の氏名と出産予定日が記載されたページ)
疾病等	診断書又は障害者手帳の写し
介護	要介護者の診断書又は障害者手帳の写し 学童保育室利用許可申請に伴う事情説明書(要介護者名とその続柄をお書きください。)
家庭の災害	り災証明書 学童保育室利用許可申請に伴う事情説明書(学童保育が必要な理由をお書きください。)
求職中	学童保育室利用許可申請に伴う事情説明書 (就職見込時期及び学童保育が必要な理由をお書きください。)
就学	在学証明書(在学期間の記載があるもの)
その他	学童保育室利用許可申請に伴う事情説明書 (学童保育が必要な理由をできるだけ詳しくお書きください。)

- ★兄弟姉妹で申請の場合、証明書類はご両親分各1通の提出で結構です。
- ★証明書及び診断書は、申請書提出日の3ヶ月以内に発行されたものに限りします。
- ★同居する祖父母の書類に関しては、65歳未満で同居の場合に提出をお願いすることがあります。

3. 学童保育利用料等(一児童につき)

- ①保護者の市民税所得割課税額及び児童の学年により決定します。
市民税所得割課税額は保護者の方を合計して計算します。
- ②最新の市民税所得割課税額に応じた保育料とするため、毎年9月に見直しを行います。
4～8月分保育料 2020年度市町村民税所得割課税額で算定します。
9～3月分保育料 2021年度市町村民税所得割課税額で算定します。
- ※1月1日北本市に住居登録がない場合は、「入室のしおり」P.10に詳細が記載されていますのでご覧ください。
- ③延長保育を利用した場合は別途料金を頂きます。(日額200円)
予めお申込み頂くと月2,000円の定額で利用する事ができます。
- ④おやつ代1,300円・教材代200円を頂きます。(月額合計1,500円)
- ⑤月の途中で退室した場合でも、1ヶ月分の学童保育利用料が発生します。
- ⑥納入方法は口座引落で引落日は毎月15日(当月分)です。但し、金融機関休業日の場合は翌営業日となります。